

京都市告示第4号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで財団法人京都市国際交流協会を京都市公金収納受託者とし、京都市国際交流会館の使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

(総務局国際化推進室)